

大学体育における柔道授業の設計方法に関する一考察

—— 技術学習を通じて安全への配慮を学ぶ方法の検討 ——

木浪龍太郎¹⁾ 松本隆太郎²⁾ 長島 和幸¹⁾
岡田 悠佑³⁾ 根本 想²⁾

A Study on the Design Method of Judo Classes in Physical Education for Higher Education:

A Theoretical Study to Evaluate Safety Considerations

Ryutaro Kinami Ryutaro Matsumoto Kazuyuki Nagashima
Yusuke Okada So Nemoto

Abstract

In this study, we referred to previous research in safety education and findings on the learning structure of judo, considered situations in which learners act with consideration for safety, and examined methods for learning consideration for safety in the context of technical learning in judo classes. Previous studies on safety education have confirmed that the conceptual structure of the abilities that individuals exhibit when acting to ensure safety, such as predicting danger and avoiding or controlling dangerous situations, as well as theoretical models regarding the mechanism of occurrence of health-related behaviors have been proposed. In the study on the learning structure of judo, it was pointed out that a structural feature of judo is the learning of concepts that are contained in judo techniques, and based on the findings of previous studies, this concept could be viewed as a martial art nature. Based on these findings, we found the possibility of learning safety considerations through the physical movements of the “Tsukuri” and “Kake” phases (the scene of setting up techniques) in judo classes.

Key words: physical education for higher education, Judo classes, safety education,
martial arts nature

キーワード：大学体育，柔道授業，安全教育，武術性

I 緒 言

近年、大学教育において教育の質保証に向けた様々な改革が行われている。2008年に示された中央教育審議会の答申では、今後の大学教育について、ディベート方式による双方向型の授業形式

の採用や授業科目の統廃合などにより「学修」時間の確保や学士課程教育の質的転換を図っていくことが示されている（中央教育審議会，2008）。また、2010年には日本学術会議が大学教育における教育の質保証を図るための分野別の枠組みの必要性について言及し、カリキュラム構成など教

1) 福岡大学スポーツ科学部
2) 育英大学教育学部教育学科スポーツ教育専攻
3) 明治学院大学心理学部教育発達学科

育の質的保証を図るための具体的な枠組みを分野別に構築することの必要性を提言している（日本学術会議、2010）。さらに、2018年に中央教育審議会から出された「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（答申）においては、従来の各大学における教学マネジメントの促進に加えて、学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化およびそれらに関わる情報公開の必要性が言及されている。このように、大学教育においては質的保証に向けて組織的・体系的な学士課程教育の整備が様々な側面から進められている。こうした動向から、大学教育の授業づくりにおいては、教育の質保証に向けた授業設計の方法論についての検討がなされており、大学における体育授業においても、授業改善に有益な方略の検討が進められている。

例えば、川戸ら（2020）はインストラクショナル・デザイン理論という教育工学の分野で提唱されている授業設計に関する理論に着目し、この理論に基づく授業設計のモデルの一つであるADDIEモデルを大学体育における柔道授業に採用した場合の授業の成果や課題を検討している。川戸らは「授業のアカウンタビリティや再現性を高めるとともに、状況に応じて授業計画の修正・改善を行うことが可能となった」（川戸ほか、2020, p.789）と大学体育における授業設計の方法論としてのADDIEモデルの有効性を指摘しているが、同時にいくつかの課題もみられたことを明らかにしている。川戸らの研究では、授業の目標を高橋（2015）に依拠して「できる（運動技能領域）」「わかる（認知領域）」「かかわる（社会行動領域・情意領域）」の3つ領域に応じてそれぞれ設定し、授業内の学修成果を評価する方法として実技テストとレポート課題、そして学習ノートへの記入の3種類の評価方法を採用している。実技テストは「できる（運動技能領域）」に関する授業目標を、レポート課題は「わかる（認知領域）」に関する授業目標を、学習ノートは「かかわる（社

会行動領域・情意領域）」に関する授業目標をそれぞれ評価する方法として用いられ、事前に作成されたルーブリックに基づいて評価をするように設計されていた。しかし、実際に行われた授業では固め技の実技テストおよび学習ノートの中で「かかわる」の授業目標として設定されていた安全への配慮などに関する項目が設けられず、この点について「これらのルーブリック評価については、設計段階から考慮することの必要性がADDIEモデルの適用によって今後の課題として浮き彫りにされた」（川戸ら、2020, p.782）と川戸らは述べている。これらの評価方法がどのような事情から授業内で実施されなかったかは論文中に示されていないため、その原因を特定することは困難である。しかし、川戸らが明らかにした課題は、大学体育の授業設計上の課題のみならず、柔道授業が安全な実施を求められてきた経緯をふまえても、検討が必要な課題であるといえる。この課題を検討するためには、単に評価基準の定め方や評価の実施方法に留まらず、そもそも柔道授業において学習者が安全への配慮をどのように学ぶことができるのかという学習過程についての検討がまずは必要であると考えられる。

この点に関して、高等専門学校における柔道授業を事例とした平間（2005）による実践報告はいくつかの示唆を含んでいる。平間は、高等専門学校における柔道授業において、高等学校の学習指導要領解説保健体育編の目標として示されている「安全」という語句に着目し、災害や事故・事件といった危機的状況へ対応する能力を育成することを狙いとした柔道授業を実践し、学習者の中で授業内容を通じて安全に対する意識付けがどのようになされたかをアンケート調査と授業中の学習者の様子から言及している。平間が行った授業実践では、第1学年で受け身などの基本技能や投げ技、固め技のそれぞれ初歩的な技の習得が図られ、第2学年では乱取り稽古を中心とした授業を行い、第3学年では発展的な内容として講道館護身術の

練習が取り入れられている。平間は受け身の技術が転倒時の対処方法として、講道館護身術が対人的なトラブルに遭遇した際の対処方法としてそれぞれ有用であると捉えて授業内に導入し、学習者自身もこれらの技術が危機的状況において身を守るための技術として有用であることを認識していたと平間は述べている。平間の実践は、体育実技と保健科分野の学習内容のひとつである安全教育とを結びつける試みであり、保健科分野の学習内容のひとつである安全教育の知見を活用することで柔道授業における技術学習を通じて安全について学ぶことができることを示している。また、講道館護身術のような当身技を含む技術も教材として有益であることも示されている。このように、平間の実践からは、柔道授業において安全への配慮を学習するための手立てを考えるうえでの示唆が確認できる。

ただし、平間の実践では、安全教育における「安全」に対する考え方を参照するに留まり、学習方法およびその理論的背景等については触れられていない。保健科分野では安全をいかに教えるかという点で学習方法や学習内容の体系化といった検討がなされており、1999年には安全教育学会が発足され、一つの学問領域として成立しているように見受けられる。こうした安全教育における諸種の理論や知見を整理し参照することは、柔道授業において安全への配慮が学習される過程を検討するうえで有益な示唆が得られると考えられる。また、受け身の有用性について学習者の男女間で比較した時に有用性の認識に差があったことや、講道館護身術の授業中の様子についても、「概ね積極的に取り組むが、反面、真剣味に欠ける学生も一部おり、緊急時にはたして役に立つのか疑問に思えるような場面もある」（平間，2005，p.154）と平間は述べており、単に護身術などの技術を学習させるだけでは安全への認識を深める結果には至らないことも示唆している。この点から、柔道授業において安全への配慮が学習される契機とな

る点がどこに見いだせるのか、技術学習に焦点をあてて検討する必要もあると考える。よって、本研究では、保健科分野における安全教育に関する先行研究を参照し、柔道授業における技術学習を通じて安全への配慮を学習する方法を検討する。

Ⅱ 安全への配慮の学習方法に関する理論的検討

1 安全教育に関する先行研究

渡邊（2023）によれば、保健分野で扱われている安全に関する内容は、事故・障害の発生要因と防止についての内容と、応急手当に関する内容の2つに区分される。このうち、事故・障害の発生要因と防止については、その時々々の社会情勢が反映され、交通事故や自然災害への対応、犯罪や事件といった危険場面への対処が懸念され、学習指導要領においてもこれらの点を念頭に内容が改訂されている（渡邊，2023）。このように、安全教育においては対人的な危険に留まらず、自然災害まで含めた様々な危険因子が想定されている。

このような幅広く想定された危険な場面に対応するための能力を安全能力として考えた時、安全能力の概念構造については藤井ら（2007）によって検討されている。藤井らは2001年に文部科学省が示した安全教育における目標のほか、世界保健機構の憲章で示される健康の定義や日本人間工学会による Human Error 分類、リスクマネジメントに関する基本的概念に関する文献など、幅広い文献資料を参照しながら検討を行い、その結果として個人の安全能力概念の基本構造を危険予知能力、安全維持能力、事故対応能力の3要素から構成されると定義している。藤井らはこの定義について、「危険事象に対する事前の対応能力、何らかの行動をとる際および危険事象に直面した際の対応能力、危害発生時および事後の対応能力という時系列に沿った概念に到達し『安全能力』を体系的に理解することが可能となった」（藤井ほ

か、2007, p.9) と述べ、危険事象へ直面する際に個人の安全能力がそれぞれどのように働くかを概念的に示している。

また、3つの要素にはそれぞれ中位概念と下位概念が付随されている。危険予知能力は危険の認知および危険回避に必要な知識を活用できる情報活用力と、潜在的な危険および接近した危険状態を認知する危険察知力という中位概念から構成され、情報活用力には危険状態についての情報を収集・整理・活用する能力が、危険察知力には感覚・知識・経験に基づいて危険を察知する能力が下位概念としてそれぞれ位置づけられている。安全維持能力は危険要因や状態を確認し、それらを抑制・除去するための安全確認力と危険要因や状態を避けたために行動する安全行動力という中位概念によって構成されている。安全確認力には危険察知力によって予知された危険を除去する能力、自己の安全状態を確認する能力、自分自身が使用する施設や用具などの安全を確認する能力が含まれ、安全行動力には行動ミスを防止する能力、危険状態を避ける能力、自らの危険行動を自制する能力が下位概念として含まれている。事故対応能力には危険な事態が発生した際に、自身の安全を確保しながら周囲への危害拡大を抑制するために行動する事故対処能力と適切な事後対応をとるための事後措置力という中位概念によって構成されている。事故対処能力は危険状態に対して適切な防御反応と状況把握ができる能力、二次災害などの被害拡大を防ぐ能力、救急処置等の適切な対処をとる能力という下位概念が定められ、事後措置能力には発生した危険状態や危害の状況を適切に報告する能力、適切に原因を分析する能力、再発防止策を検討し実行する能力という下位概念が定められている。

藤井らは自身の定義した個人の安全能力の概念構造の妥当性について、文部科学省が示す安全教育の指針目標や Spencer の教育論、さらに世界保健機構の憲章で示される健康の定義など教育学や

健康概念といった多方面との整合性を検証することで妥当性の担保を試みている。加えて、安全教育学会のシンポジウムにおける討議や学会会員へのアンケート調査等による精査を行い、肯定的な意見が多数確認されたと報告し、概ね妥当な定義であることが承認されたとの見方を示している(藤井ほか, 2007, p.13)。また、1998年に世界保健機構が安全の概念を報告書で示しており、「安全とは、個人や地域社会の健康と福祉を保全するために、危険事象や身体的、心理的、物的な損害をもたらす状況が統制された状態である」(世界保健機構, 1998)と定義づけられている。この定義の内容について、渡邊(2005)は安全とは危険が全くない状況を目指すものではなく、ある程度の危険が存在することで危機への警戒心が高まることも踏まえ「安全のためには危険をすべて取り除くのではなく、危険をコントロールすることに重点が置かれるべきとされている」(渡邊, 2005, p. 16)と見方を示している。このような見方からも、藤井らにより定義づけられた安全能力の概念構造が整合性のとれた内容であることがうかがえる。本研究においては、藤井らが定義した安全能力の基本構造は、学習者が安全に配慮して柔道授業に取り組む際に、個人が発揮する能力としても考察の視点となりうると思われる。

また、保健科分野では、健康上望ましい行動をとる際に関連する要因が整理され、「保健行動の包括的説明モデル」(家田ほか, 1991)として理論モデルが示されている。高見(2020)によれば、健康関連行動は行動に先立つ因子である先行因子、行動に伴う因子である強化因子、特定の健康関連行動に関する知識や感情、技術や習慣といった準備因子の3つの因子が望ましい健康関連行動の促進や不適切な健康関連行動の除去を抑制するとされている。また、実行された健康関連行動の頻度や多様性、複雑性といった行動自体の特性も、先行因子と強化因子の働きかけに影響を及ぼすとし、健康関連行動に関連する要因の一つとして捉えら

れている（高見，2020）。高見ほか（1998）は家田の理論モデルについて、健康関連行動の形成に関する実践研究の蓄積が見られる行動分析学をもとに考案されていることから利用価値のあるモデルであるとし、教育現場において利用する際は先行因子と強化因子の働きかけを強めるという性質上、準備因子と行動の特性の2つの要因を特に考慮する必要があると指摘している。これらを踏まえると、家田の理論モデルをもとに柔道授業の設計方法を検討することで、学習者が安全へ配慮することができる柔道授業の必要条件も考察可能となることが示唆される。

2 柔道の技術学習と安全学習の接点－柔道の技術に内包される概念からの検討

平間（2005）による授業実践においては、危機への対処方法として受け身の練習と講道館護身術の形稽古が取り入れられ、学習者はそれらの技術が危機への対処方法として有用であることを一定程度認識していたことが示されていた。ただし、全ての学習者がその有用性を認識するに至らなかった点を踏まえると、これらの技術をただ学習するだけでは不十分であることがうかがえる。そこで、柔道の技術学習から安全への配慮を学ぶ契機を検討するために、有山・山下（2015）によって示された柔道の学習構造に着目する。

有山・山下（2015）は柔道の技術学習から技の中に内包される武道的要素を学習するという考え方を、体育授業における柔道の学習構造として示している。有山・山下が提示する柔道の学習構造では、柔道における身体動作は柔道の創始者である嘉納治五郎が「柔の理」と呼ぶ基本原則に基づいて規定されている点に着目している。授業における実技の練習においてこの「柔の理」を学習者に発見させるという授業モデルも提案されており、有山ら（2011）、藪根ほか（2015a, 2015b）などの実践報告や成果検証がなされている。これらの実践事例から、技術学習を通じて技に内包される

概念を理解させるという考え方が授業方略として有益な方法であることがうかがえる。この点を踏まえた時に、平間（2005）の実践において取り入れられた形稽古という方法について、その技術に内包される概念を検討することが柔道の技術学習を通じた安全学習を考えるうえで必要な観点であるといえる。

桐生（2010）によれば、嘉納治五郎は柔術諸派の技術のうち、起倒流と天神真楊流の技術には急所への攻撃など殺傷性の高さがあることを懸念し、起倒流の形を古式の形として、天神真楊流の形を極の形として安全に留意して取り組めるように継承したとされている。このように、形稽古において用いられる技術は柔術の中で用いられた技術がもとになっており、殺傷性の高さが特徴として挙げられる。この殺傷性の高さは、柔術が戦場で生き残るための徒手格闘の技術として編み出された背景から、実戦的な実用性に主眼が置かれたために備わった性質であるといえる。柔術の技術にみられるような実戦的な実用性を志々田（2020）は「武術性」と呼び、武芸や武術の基軸となる概念としている。志々田は武術性を「攻撃・防御を伴う戦いの場でその武芸・武技・武術が役に立つこと」（志々田，2020，p.10）と定義しており、この「戦いの場」については時代によって異なる状況が想定されるため、武術性も「殺傷を伴う危険な武術性（A）と、安全に留意するいわば安全な武術性（B）」（志々田，2020，p.10）と場に応じて区別して捉える必要があると主張している。志々田の主張を踏まえれば、形稽古のみに武術性が残されているわけではなく、今日一般的に行われている競技スポーツとしての柔道や乱取稽古の場面における柔道においても武術性は付随しているといえる。また、志々田の主張する武術性が柔道の中にどのように継承されているかという点については、中嶋（2020）が検討している。中嶋は、柔術から柔道を創始した嘉納治五郎と、柔道修行を経て合気道家・植芝盛平に師事した富木謙治と

いう2人の人物に着目し、両者が柔道における武術性をどのように捉えていたかを考察している。中嶋(2020)によれば、嘉納治五郎は柔術修行を通じて相手の態勢を崩すという局面が投げ技の根本原理であることを確認し、相手の動きに順応しながら相手の態勢を崩す「柔の理」という原理へと変換し、柔道における技術の根本原理として据えていた。その後、嘉納治五郎は攻撃防御の場面において心身の力を最も有効に使用することが柔道の根本原理であると再定義し、「柔の理」を「精力善用」へと発展させる。しかし、自然科学的に動作を分析した結果見いだされた「柔の理」と異なり、「精力善用」は一種の心がけに留まるという概念自体が持つ限界もあり、嘉納が武術性を念頭に主張したこれらの概念は柔道修行者からも批判される事態が生じていた(中嶋, 2020)。このように、柔道に武術性が見出されなくなる事態に対して、富木謙治は柔道の形稽古でしか取り込まれなかった当身技に柔道の投げ技の原理を応用させ、柔道独自の当身技として確立させる。富木謙治は、相手の態勢を崩しつつ、技を施す際に安定した姿勢を保つ柔道における「作り」と、相手の態勢が崩れている状態で技を仕掛ける「掛け」という柔道の原理を応用することで、殺傷性の高い当身技を乱取稽古においても取り入れられるようにした。この点について、中嶋(2020)は「嘉納が個々人の心掛けとして確立した精力善用を再び『術理』に定位した」(中嶋, 2020, p.170)と富木謙治を評価している。また、中嶋は、富木謙治が相手の急所を打って気絶させるような当身技よりも相手を押して崩すことで地面に倒す当身技を重視した点に言及し、柔道において武術性が発揮される場面について次のような見解を示している。

「作りでは相手は身動きがとれない状態を強いられる。崩しが効いているためである。崩された相手は身動きがとれないので、こちら

からはいかようにも相手を攻撃することができ。これだけ聞くと作りは非情な技術に思われるかもしれない。しかし、相手を崩してこちらの姿勢の安定を確保できれば、相手が身動きとれなくなるだけですむはずで、技を掛けるにしてもできるだけ相手に傷害を与えないよう、最小の力で倒す『心のゆとり』をもつことが可能になる。少なくとも両者攻防の最中に、お互いを無傷ですませられる選択肢は崩しが効いている作りの局面にしか現れてこない。つまり作りは、敵対関係にある者同士の殺傷行為を未然のままにすませることができる技術だといえる」(中嶋, 2020, p.170)

中嶋の見解から、柔道では技を施す際の作りと掛けの局面において武術性が表出されることが示唆されている。また、武術性が表出される作りと掛けの局面では、自らの動作が相手に殺傷を負わせる可能性を有するというある種の緊迫感が生じていることがうかがえる。こうした緊迫感は、安全学習においても重要な要素であるといえる。前述したように、安全学習において安全とは危機に対して統制が取れている状態を指しており、渡邊(2005)もある程度の危機が存在することで危機への警戒が高まると指摘している。よって、武術性が表出されたある種の緊迫感を伴う作りと掛けの局面は、安全への配慮を学習するための場にもなり得ると考えられる。

また、これまでに整理した武術性に関する知見を踏まえれば、武術性は護身術などの危機に対処する技術のみに内包される概念ではなく、今日の競技スポーツや学校体育の教材として実施される柔道の投げ技などにおいても看取できることが推察される。柔道においては技を仕掛ける際の作りと掛けの局面において武術性は発揮されるため、柔道授業においても形稽古以外の乱取稽古や約束練習といった技術学習の場面の中でも武術性を学ぶことができると考えられる。よって、武術性と

いう概念へ着目することで、柔道の技術学習と安全学習の接点を見いだすことも可能となるといえよう。

3 柔道の技術学習を通じた安全学習についての考察—安全への配慮の学習過程と必要な指導内容の検討

安全を確保するために個人が発揮する能力や、望ましい健康関連行動が発生する場合の理論モデルなど安全教育における先行研究の知見も踏まえ、柔道の技術学習を通じて学習者が安全への配慮を学ぶ過程を検討する。

まず、柔道の技術学習では相手の体を押す・引っ張るなど、一般社会において暴力的な行為と捉えられる動作を伴うことが前提にある。そのため、柔道授業では死亡事故といった重大な事故が生じる可能性を有する。実際に、内田（2011）は学校管理下における死亡事故事例を分析した結果、部活動も含めた学校管理下における柔道実践では頭部外傷による死亡事故が多いことを指摘し、藤澤・渡邊（2020）は中学校の柔道授業における事故発生状況を分析し、負傷事故は男子では投げ技や固め技の約束練習や試合形式の学習場面で、女子は受け身の練習場面において生じる傾向にあることを指摘している。このように、柔道授業における危険場面は投げ技や固め技といった対人的な技術の学習場面や受け身の練習という学習者単独の練習場面など様々な状況で発生している。そのため、学習者が相手への安全を配慮する際には、技を仕掛ける相手にどのような危険が生じるかを予測し、その危険を回避・抑制しようと自らの安全を確保しながら行動する必要がある。安全能力の概念上では、学習者は危険予知能力によって危険を認識し、想定される危険場面を安全維持能力によって回避・抑制するように行動することで技を仕掛ける相手の安全に配慮することができると考えられる。

また、柔道の技術学習の場面を想定すれば、特

に相手に技を仕掛ける際の作りと掛けという局面も安全への配慮と関係する場面であることが推察される。安全能力の概念を参照した時、危険場面の回避・抑制には安全維持能力が関与し、自らの安全を確保しながら危険の回避・抑制に向けた行動がとられる。この「自らの安全を確保する」という点に着目すれば、相手へ技を施す際に自分自身の姿勢が崩れずに安定した姿勢が保たれていることが必要になる。なぜなら、自分自身の姿勢が崩れている状態では、単に技が効果を発揮しないばかりではなく、相手の体を制御して技を施すことも出来ないため負傷事故などの重大な事故が技を仕掛ける側と仕掛けられる側の双方に生じる可能性がある。したがって、安定した姿勢を保ちながら相手の態勢を崩すという作りの局面における動作や姿勢は、技を効果的に発揮させるというだけでなく、安全に配慮するという目的も伴って現れ得るともいえよう。また、安定した姿勢を保つことは、柔道における武術性とも関連する身体技法である。この点を踏まえれば、学習者は柔道の技術学習の中で柔道における武術性に沿った動作や姿勢を取ることが、結果的に安全への配慮を図った行動としても捉えることができよう。

次に、武術性に沿った動作や姿勢から安全への配慮を図った行動へと結びつけられるためにどのような指導が必要となるかを検討する。有山ら（2011）は柔道の学習構造に依拠した受け身の指導展開の実践事例を報告している。有山ら（2011）は相手の動作に臨機応変に対応することと自らの体が畳に衝突する際の衝撃を分散させることの2点を受け身の技術における要点として整理し、大まかな指導手順を「①相手の投げ技に協応する力の養成②衝撃を和らげる動きの体得③投げる—倒れるという関係の体得④受け身と柔の基本原理の関連の発見」（有山ら，2011，p.64）の4つに大別して提示している。この指導手順を経ることで、受け身の学習は単なる自己防衛の技術に留まらず、相手の力に順応するといった身体感覚を養い、

「柔の理」といった柔道の技術に内包される概念を理解する手助けとなる可能性が有山ら（2011）の実践報告では示唆されている。この実践報告を踏まえれば、安全への配慮を図る行動へと結びつけられる指導とは、受け身や投げ技といった柔道の技術学習中の自分の体が安定した姿勢を保持できているかが柔道の技の成否に影響することを学習者に提示することであるといえる。有山ら（2011）が「見事に受け身をとればとるほど投げた生徒が誉められ、受け身をとった生徒が悔しい思いをかみしめる」（有山ら，2011，p.61）と柔道授業でしばしばみられる問題点として指摘しているように、柔道授業においては相手を投げる、抑えつけるといった技を施した結果ばかりが評価されやすい。しかし、単に相手を投げる、抑えつけることができているかではなく安定した姿勢の保持の有無という過程の重要性を示すことで、学習者自身も自らの技術を評価・改善することができ、技を施す側、施される側の双方ともに安全への配慮を図った行動をとることにつながると考えられる。

また、健康関連行動の発生機序に関する理論モデルでは、望ましい健康関連行動それ自体に関する知識や感情、技術や習慣は準備因子として影響を及ぼすことが指摘されている。この点を踏まえれば、武術性に関する定義や柔道における解釈、柔道の作りや掛けという局面の捉え方などが知識として、安定した姿勢を保つという具体的な動作は技術として学習者の中に備わっていることも、安全への配慮が図られた行動に結びつく可能性が推察される。特に武術性自体に関する情報を知識として提供することは、安定した姿勢の保持が武道種目において重要であることの理解を促すと考えられる。よって武術性自体に関する情報を事前に学習者に提供することも、学習者が技術学習を通じて安全への配慮を学習する前提条件の一つであるといえよう。

IV 結 論

本研究では、柔道授業に安全への配慮を授業内容としてどのように取り入れるかという大学体育における柔道授業の設計上の課題に対して、学習者が柔道の技術学習を通じて安全への配慮を学習する過程について考察することで課題解決に向けた方向性を検討した。まず、保健科分野における安全教育に関する知見を参照し、その枠組みを援用することで、柔道授業において学習者が安全へ配慮した行動をする際に発揮される具体的な能力は危険予知能力と安全維持能力の2点と関連付けられることが確認された。また、柔道授業の学習構造と照らし合わせて、技に内包される武術性という概念に着目することで、技術学習における具体的な動作として安定した姿勢の保持が、技の作りと掛けという局面がそれぞれ安全への配慮を学習するうえで関連することが本研究の考察を通じて確認された。よって、柔道の技術学習を通じて安全への配慮を学習する際に、これらの動作と局面に着目した授業設計が必要であると考えられる。

本研究の成果を踏まえて、従来の指導方法との相違点と、授業設計時における留意点についてまとめると、次のように整理される。安全な柔道授業の実施に向けて文部科学省が示した提言を確認すると、授業実施前の段階では授業場所の環境整備や外部指導者との綿密な打ち合わせ、学年段階に適した通時的な指導計画の立案が主な留意点としてあげられ、授業実施中においては取り扱う技の取捨選択や各技の練習において生じやすい傷害事例の把握、事故発生時の対応方法の確認方法について言及されている。また、授業実施者による安全管理上の留意点以外にも、技を施す側は相手が受け身を取りやすいように姿勢を崩さずに技を施すことや、投げられまいと姿勢を崩したりすることなく「潔く自分から受け身をとる習慣をつける」（文部科学省，2012，p.10）が必要であ

ると提言では示されている。このように、従来の指導方法においても、技を施す際の姿勢に対する言及はみられるが、その根拠は傷害予防という観点から説明されている。本研究での考察を踏まえれば、安定した姿勢の保持は単に傷害予防の観点から求められるものではなく、武術性という柔道の技術構造上の核となる概念からも説明が可能であることが確認できた。つまり、武術性と関連付けて指導することで、従来の指導上の留意点を体育授業の技術学習の中に位置づけることができ、学習者への単なる教え込みによってではなく、学習者自身が技術学習を通じて安全への配慮を理解することにつながることを示唆された。

本間ら（2002）は小学生、中学生、高校生を対象に質問紙調査を行い、調査結果をもとにした因子分析によって安全意識と態度を構成する概念を「違反容認性」「感情高揚性」「事故対応力」「他者尊重性」「規範行動性」の5つに分類している。また、本間ら（2002）の調査では、学年段階が上がるにつれて各因子の相関関係は変化がみられたことから、「小学校段階では『規範行動性』を高めるとともに『違反容認性』を低くすることが『安全行動』を高める要因となり、高等学校段階では『規範行動性』を高めるとともに『事故対応力』を高めていくことが『安全行動』を高める要因となると思われる」（本間ほか，2002，p.26）との見解を示している。本間らの調査では大学生を対象としていないが、この見解からは大学生においても事故の防止や対処に向けた具体的な技術を学習することが事故対応力を高めることとも関連し、結果的に安全行動に向けた意識や態度の高まりにも結び付くことが推察される。以上を踏まえれば、本研究で得られた成果は、安全への配慮が大学体育における学修内容として学年段階の観点からも適した内容であると考えられる。そのために必要な授業設計上の前提としては、安全への配慮を学ぶために武術性に関する知識を事前に提供し、技の練習段階において自らの姿勢の状態を

確認できるように指導することも必要である。このように考えた時、授業設計段階における留意点としては、例えば全15回の授業計画を想定すれば、初回授業では武道や柔道の成り立ちや武術性の定義を情報提供すること、毎回の授業のはじめの部分では武術性を伴った身体動作が授業内でどのように具体化されるかを発見するという授業目標を学習者に提示することであると考えられよう。また、有山ら（2011）が用いていたように、授業内では学習ノートを使用することも武術性の発見および安全への配慮の学習を促す一助となりうる。今後は、本研究で得られた成果をもとに学習ノート等の記述資料の記述項目を検討し、実際の授業場面において検証することが課題としてあげられる。

【引用・参考文献】

- 有山篤利・藪根敏和・藤野貴之・中嶋啓之（2011）発見型柔道学習モデルにおける受け身の指導展開。聖泉大学スポーツ文化研究所紀要，3(1)：59-73。
- 有山篤利・山下秋二（2015）教科体育における柔道の学習内容とその学びの構造に関する検討。体育科教育学研究，31(1)：1-16。
- 中央教育審議会（2008）学士課程教育の構築に向けて（答申）。文部科学省，https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2008/12/26/1217067_001.pdf（閲覧日 2023年10月1日）
- 中央教育審議会（2018）2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）。文部科学省，https://www.mext.go.jp/content/20200312-mxt_koutou01-100006282_1.pdf。（参照日 2023年10月1日）。
- 藤井真美・刈間理介・海保博之・荻須隆雄・本間啓二・内山源・渡邊正樹・築地弥生・先崎孝彦・永井大樹・黒瀬忠生・関根祐一・永島昇太郎・西川路由紀子・馬場正徳・米山和道（2007）安全能力の概念と構造。安全教育学研究，7(1)：3-15。
- 藤澤健幸・渡邊正樹（2020）中学校の柔道授業における武道必修化後の負傷事故分析。安全教育学研究，19：3-18。
- 平間哲雄（2005）安全教育の一環としての柔道の授業について：事故・事件への対応能力育成の試み。宮城工業高等専門学校研究紀要，41：151-156。

- 本間啓二・志野治子・西州治由紀子・西村明美・藤谷和史・米山和道・石井征之・渡邊正樹・松岡弘・藤井真美 (2002) 小・中・高校生の安全に対する意識・行動調査と自己評価テストの開発に関する研究. 安全教育学研究, 2(1): 19-34.
- 家田重晴・高橋浩之・畑栄一 (1991) 保健行動の包括的説明モデルの提案. 中京大学体育学論叢, 32(2): 47-67.
- 川戸湧也・長谷川悦示・木内敦詞・梶田和宏・中川昭 (2020) 大学体育の ADDIE モデルに基づく柔道授業の有効性の検証. 体育学研究, 65: 775-792.
- 桐生習作 (2010) 嘉納治五郎の柔術修行とその展開に関する研究. 工学院大学普通課程研究, 48(1): 79-92.
- 文部科学省 (2012) 柔道の授業の安全な実施に向けて. 文部科学省スポーツ・青少年局, https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/judo/1318541.htm, (参照日 2024 年 1 月 5 日).
- 中嶋哲也 (2020) 実戦と武道の間—柔道の武術性を中心に. 志々田文明・大保木輝雄編著, 日本武道の武術性とは何か: サピエンスと生き抜く力. 青弓社, pp.144-187.
- 日本学術会議 (2010) 大学教育の分野別の質保証の在り方について (回答). 日本学術会議, <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-k100-1.pdf>, (参照日 2023 年 10 月 1 日).
- 志々田文明 (2020) 武術・武道とサピエンス—武術性の視点から. 志々田文明・大保木輝雄編著, 日本武道の武術性とは何か: サピエンスと生き抜く力. 青弓社, pp.15-50.
- 高橋健夫 (2015) これからの体育授業研究に求められること. 体育授業研究会編, 良い体育授業を求めて. 大修館書店, pp.2-11.
- 高見京太 (2020) 健康関連行動に影響する要因. 家田重晴編著, 保健科教育改訂第 4 版. 杏林書院, pp.161-164.
- 高見京太・平井左紀子・家田重晴 (1998) 保健教育内容に関する研究: 健康関連行動に影響する要因及び行動コントロールの方法について. 中京大学体育学論叢, 39(2): 131-144.
- 世界保健機構 (1998) Safety and safety promotion: conceptual and operational aspects. 世界保健機構, <https://www.inspq.qc.ca/en/publications/150>, (参照日 2023 年 10 月 1 日).
- 内田良 (2011) 柔道事故と頭部外傷: 学校管理下の死亡事故事例 110 件からのフィードバック. 愛知教育大学教育創造開発機構紀要, 1: 95-103.
- 渡邊正樹 (2005) セーフティプロモーションと学校安全. 安全教育学研究, 1: 15-20.
- 渡邊正樹 (2023) 安全に関する課題の変遷とこれからの保健の内容. 学校保健研究, 65: 31.
- 藪根敏和・中嶋啓之・有山篤利・藤野貴之 (2015a) 発見型柔道授業プログラムの教材としての抑え技の妥当性の検討. 講道館柔道科学研究会紀要, 15: 115-122.
- 藪根敏和・中嶋啓之・有山篤利・藤野貴之 (2015b) 発見型柔道授業プログラムを構成する新受身プログラムの有効性の検証. 京都教育大学紀要, 126: 25-36.

(2024 年 1 月 16 日受理)